

第 87 回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成 30 年 2 月 28 日 (水) 14:00～14:40

2. 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

3. 出席委員

- ①学識経験者 (各 50 音順)
- | | |
|--------|-----------------|
| 井口 栄市 | 金沢市農業委員会長 |
| 佐野 浩祥 | 金沢星稜大学准教授 |
| 島田 明子 | 弁護士 |
| 杉村 佳津子 | 石川県消費生活支援センター所長 |
| 高山 純一 | 金沢大学教授 |
| 竹村 裕樹 | 金沢学院大学教授 |
| 蜂谷 俊雄 | 金沢工業大学教授 |
- ②市議会議員
- | | |
|-------|----------------|
| 秋島 太 | 金沢市議会副議長 |
| 喜多 浩一 | 金沢市議会総務常任委員長 |
| 前 誠一 | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
- ③関係行政機関
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 表 正人 | 石川県農林水産部長 (代理) |
| 富山 英範 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 (代理) |
| 橋本 徹 | 石川県警察本部交通部長 (代理) |
| 山岸 勇 | 石川県土木部長 (代理) |
- ④市民
- | | |
|---------|----------------|
| 能木場 由紀子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会長 |
| 野脇 格 | 金沢市町会連合会副会長 |

○司会

定刻となりましたので、只今より第 87 回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案件として市決定案件が 1 件、県決定案件が 2 件の計 3 件ございます。十分にご審議をお願いいたします。

最初に木谷都市整備局長がご挨拶を申し上げるところではございますが、急遽同じ時間に別の会議が入ってまいりましたので、後ほどご挨拶させていただきたいと思っております。

それでは早速議事に入りたいと思います。進行は高山会長にお願いしたいと思っております。高山会長よろしく申し上げます。

●会長

はい、分かりました。

年度末の大変忙しい時期にありがとうございます。

大体、県も市も 3 月に議会がありますので、議会の前とか議会の後に色々な審議会や委員会が集中するのは常でございます、忙しいのはしょうがないのかなと思っております。

議事に入ります前に、事務局からの報告によりますと、委員 20 名の内、現在 16 名が出席しているということです。金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に照らし、本会議が有効に成立していることを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第 7 条の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は能木場委員、蜂谷委員にお願いしたいと思います。能木場委員、蜂谷委員よろしく申し上げます。

●会長

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、金沢市決定の案件でございます、議案第 387 号「金沢都市計画地区計画の変更ウッドパーク新保本・八日市地区」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 387 号「金沢都市計画 ウッドパーク新保本・八日市地区地区計画」の変更についてご説明します。

お手元の議案書は 2 ページから 6 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

位置図になります。議案書は 5 ページになります。

こちらが西金沢駅です。こちらが疋田上荒屋線です。こちらが小立野古府線です。こちらが国道 8 号です。こちらが JR 北陸本線になります。西金沢駅の西側に位置します、こちらの赤線で囲まれた部分を、今回新たに地区計画区域として追加いたします。追加区域の面積は約 0.3ha になります。

計画図になります。議案書は 6 ページになります。こちらの黒線で囲まれた部分が、既に地区計画を定めているウッドパーク新保本地区地区計画の区域になります。面積は約 0.4ha になります。

そして、こちらの赤線で囲まれた部分が、今回地区計画を追加する区域になります。面積は約 0.3ha で、全体区域面積は約 0.7ha になります。

今回の地区計画の変更につきましては、平成 29 年 9 月 11 日付け金沢市告示第 297 号で地区計画の決定を行いました隣接地において区域の追加を行うものです。追加区域につきましては、北國銀行の寮と駐車場のあった土地を開発事業により、住宅地と

して整備されることから、既決定区域との一体としたまちなみの形成を図るため、地区計画区域を追加するものです。

こちらは、航空写真になります。写真左上の黒線で囲まれた部分は地区計画の既決定区域になります。また、写真下の赤線で囲まれた部分が今回追加する区域になります。

こちらは開発するところの土地利用計画図になります。今回区域を追加する開発区域の面積としては、約 2,600 m²になります。黄色が「宅地」部分となります。13 区画の宅地利用を行います。青色が「新設の道路」で、開発行為により幅員 6.0mの道路を整備します。

次に、地区計画の概要についてご説明いたします。議案書は2ページになります。

今回の変更につきましては、区域の追加による変更のみで、地区整備計画の変更はございません。地区整備計画の説明につきましては省略させていただき、変更箇所についてのみご説明させていただきます。議案書の上段朱書きが変更前になります。名称は既決定区域が「ウッドパーク新保本地区地区計画」ですが、区域の追加により新たに「ウッドパーク新保本・八日市地区地区計画」に名称変更を行います。

また、位置につきましても区域の追加により、八日市4丁目の一部が追加となります。面積も区域の追加により、0.4ha から 0.7ha に変更になります。変更箇所については以上になります。

最後に、本案件につきましては、平成 30 年 2 月 6 日から 2 月 20 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、特にご意見もないようですので、この案件につきましては、計画案通り答申します。

●会長

それでは続きまして、議案第388号「金沢都市計画道路の変更（3・6・3号小立野旭町線）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案 388 号「金沢都市計画 道路の変更 3・6・3号 小立野旭町線」についてご説明します。

お手元の議案書は7ページから9ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

位置図になります。議案書は8ページになります。

本案件は、新たに都市計画道路を追加するものであり、小立野台地上の3・5・5号小立野線から金沢大学工学部跡地を通り、浅野川沿いの3・4・19号小将町田上線につながる延長約1,000mの都市計画道路3・6・3号小立野旭町線です。

この路線の追加により、小立野地域から金沢外環状道路山側幹線へつながることになります。

次に、拡大図です。赤い実線が今回追加となる3・6・3号小立野旭町線です。

工学部跡地内を通して新たな整備を要する区間と、現道の一般県道芝原石引町線を利用する区間があり、いずれも2車線の路線となります。

計画図になります。議案書は9ページになります。赤い着色部分と青い着色部分が小立野旭町線になります。起点は3・5・5号小立野線と接続する小立野2丁目地内の崎浦交差点になり、終点は3・4・19号小立野旭町線と接続する旭町1丁目地内の下田上橋詰交差点になります。

また、道路幅員につきましては、起点から芝原石引町線に交差するまでの延長約360m区間を両側歩道の幅員17mとし、そこから終点までの延長約640mにつきましては、沿道が法面であり、沿道利用が見込まれないことから必要最低限の片側歩道で幅員9.5mになります。

なお、起点側の約360m及び芝原石引町線との交差部赤い着色部分においては、新たに道路整備が必要となり、終点側の一般部青い着色部分においては、現在の道路をそのまま利用することとなります。

計画断面になります。議案書は9ページの下段になります。起点から芝原石引町線の交差部までの延長約360mにつきましては、両側歩道及び停車需要を考慮した停車帯からなる幅員17mとします。

また、道路の両側が法面であり、沿道利用が見込めない芝原石引町線の交差部から終点までの延長約640mは、必要最低限の片側歩道からなる幅員9.5mになります。

今回、新たに都市計画道路を追加する背景ですが、2点ございます。

1点目は、今回追加する小立野旭町線が通過する工学部跡地において、新県立図書館及び金沢美術工芸大学が移転整備される予定となっており、両施設へのアクセスが不便ということが挙げられます。

2点目は、工学部跡地の周辺において、狭隘な生活道路の通過交通が多いという点です。

次に、各々について説明します。小立野旭町線の整備により幹線道路である小立野線と金沢外環状道路山側幹線を結ぶことで、両施設へのアクセス機能が強化され、利便性の向上が図られます。

もう1点目の工学部跡地周辺の狭隘な生活道路における通過交通についてですが、周辺は戸建て住宅が多く住宅地となっており、また近隣には金沢商業高校や県立盲学校が立地しているほか、小立野小学校の通学路と通過交通が交差しています。

幹線道路となる本路線を整備することで、通過交通を集約し、周辺の交通環境が改善されることにより、地域住民や学生等の安全性の向上が図られます。

こちらは追加区間の現況写真になります。右上の①及び左下の②の写真は、崎浦交差点を撮影したもので、①は旧工学部の正門に続いている道路になります。右下の③の写真は、現在ある市道の箇所において、拡幅する箇所になります。

同じく現況写真になります。④の写真は、芝原石引町線と交差する箇所の写真です。また、⑤の写真は、現道を利用する一般県道芝原石引町線の写真になります。

こちらは追加変更の概要表になります。議案書は7ページになります。

今回、3・6・3号小立野旭町線が追加路線となります。起点を金沢市小立野2丁目、終点を金沢市旭町1丁目とし、延長約1,000m、車線数は2車線で決定いたします。幅員は、9.5mから17mで、代表幅員は延長の長い9.5mとなります。

最後に、本案件につきましては、平成30年2月6日から2月20日までの2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が2件ありましたのでご報告します。

○事務局

意見書につきましては、都市計画課長の淵からご説明申し上げます。

皆様のお手元でございますA3版の資料をご覧ください。

意見書は、「金沢市崎浦地区町会連合会の上野本町上町会」、「金沢市小立野町会連合

会の上野町町会」の2件であり、石川県知事あてに提出されています。

これらの意見書につきまして、石川県と協議をした結果を踏まえ、その「要旨」と意見書に対する「金沢市の見解」をご説明いたします。

上野本町上町会の方からの「意見の要旨」と「市の見解」を順にご説明いたします。

1つ目のご意見の要旨は、「両側歩道の車道側に植樹帯幅1.5mを設け、車道の両側に幅1.5mの自転車通行帯を設けるとの説明を受けたが、児童の自転車利用が多い現状のなか、歩道の有効幅を見直し、従来どおり自転車は歩道を通行させることで、児童の安全を図って欲しい。」というものです。

このご意見に対する見解をご説明いたします。自転車と歩行者の混在による自転車が加害者となる重大事故が報じられていますが、道路交通法では自転車は、車道の左側通行を原則とするなど、自転車と歩行者の双方の安全を確保することとしております。計画道路には、新県立図書館、金沢美術工芸大学の利用者を含む「一定の歩行者交通」が見込まれることから、自転車は、公安委員会との協議に基づき、歩行者と分離し、車道の歩道側部分を通行空間と想定しているところです。

なお、道路交通法では、例外的に一定の要件のもとで、児童・幼児や高齢者、身体障害者の自転車は、歩道を通行することができることになっており、今後事業の実施にあたり、ご要望の要旨を踏まえて、地元住民の皆さんのご理解を深めてまいりたいと考えております。

ご意見の2つ目です。「計画道路の開通により、交通量の増加が予想されることから、図書館と金沢美大の間については、他の地域よりも歩行者用押しボタン式信号機や横断歩道の設置数を増やし、歩行者が安全に横断できるようにして欲しい。」というご意見につきましては、新県立図書館と金沢美術工芸大学では、現在、施設計画の検討が進められているところであり、横断施設の設置については、今後、両施設の計画や地元住民の意向を踏まえながら、必要性も含めて公安委員会との協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、金沢市上野町町会の方からの「意見の要旨」と「市の見解」を順にご説明いたします。

「計画道路の開通により、崎浦交差点から下田上橋詰交差点までの利便性の向上や交通環境の改善が図られるが、大桑橋方面から下田上橋詰交差点へ向かう車両や、下田上橋詰交差点から笠舞三丁目交差点方面へ向かう車両の増加により、3・5・5号小立野線以南の生活道路における交通事故の発生要因が増大するため、交通安全対策を強く要望する。」というご意見につきましては、計画道路は、移転を予定する2つの施設へのアクセス向上を図るとともに、周辺における狭隘な生活道路の通過車両を抑制し、周辺住民及び通学児童等の安全性の向上を図ることを目的としています。

小立野線以南の生活道路の交通安全対策については、計画道路の開通後の状況を見極めることや地域の皆さんの合意形成が必要になることから、地域の皆様とご相談しながら、必要な対策等の実施について、公安委員会との協議を進めてまいりたいと考えています。

ご意見の2つ目です。「計画道路の開通により、大型ダンプやトラックの通行が増大する可能性がある。現在でも、自転車を利用する小学生や主婦が多いが、高齢者や学生の通行も増加が予想されることから、車道に自転車通行帯を設けず、歩道を通行させることで安全確保を図って欲しい。」というご意見につきましては、1番最初にご説明した「上野本町上町会の方からのご意見」と同様で「自転車の通行場所」に関するものでございますので、1番最初にご説明したご意見に対する見解と同じ内容としています。

以上が、本案件に関する「意見書の要旨」と「本市の見解」でございます。

今後とも、事業の実施に当たりましては、地元関係者の皆様と十分な協議・調整に努めてまいります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

●A委員

2点質問をしたいと思います。

1点目は全体の線形ですが、計画新設部分と現道部分がありますが、現道の部分9.5mは既に計画断面で完成しているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。現道のままです。

●A委員

道路が曲がるころぐらいから少し用地買収とか拡幅しながら現道に繋げるということですね。

○事務局

はい、そのとおりです。

●A委員

2点目ですが、意見書で地域の方から特に安全性の確保について質問・意見が出ています。地域の願いとして、当然のことだと思います。

この道路は特に重要なアクセス道路と私も理解しておりますけども、交通処理と安全対策の両立というのがどうしても必要かと思うのですが、具体的に車や自転車、歩行者などの交通量について、調査や推計をされているようでしたら教えていただけませんか。

●B委員

A委員からご質問のありました、新しく工学部跡地を通ります道路につきましては新設ということで、現在7,500台前後の交通量を予想しております。

現在、芝原石引町線の交通量が5,000台ということで、若干交通量は増えるという予測はしておりますが、2車線で十分な幅員と思っております。

●A委員

ありがとうございます。分かりました。

今後、見解に書いてあるように、しっかりと地元の方への対応を考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●会長

その他、いかがですが、よろしいですか。

他にご意見もないようですので、取りまとめをしたいと思います。

今、A委員からご意見がありましたが、この意見は反対と言うよりは事業を実施す

るに当たって、地元にしっかりとご理解をいただくということへのお願いかと思えます。したがって、参考意見とさせていただきます、計画案どおり石川県都市計画審議会へ付議するというにしたいと思えますがよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

●会長

続きまして、議案第 389 号「金沢都市計画 公園の変更（5・5・5号 金沢城公園）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 389 号「金沢都市計画 公園の変更」についてご説明します。お手元の議案書は、10 ページから 14 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

位置図になります。議案書は 11 ページになります。

こちらの、金沢市中心部に位置します赤線で囲まれた部分が、本案件の金沢城公園になります。金沢城公園は、昭和 24 年 3 月 31 日に 2 号外濠公園として都市計画決定され、今日までいくつかの拡張や施設整備を行ってまいりました。平成 8 年には金沢大学跡地を区域に追加し、現在の区域に至っております。

今回、こちらの金沢城公園の区域の変更を行うものであります。

計画図になります。議案書は 12 ページになります。こちらの赤線で囲まれた部分が、現在の金沢城公園の区域となります。そして、こちらの赤色で着色された部分が、今回面積を増加する箇所です。面積は約 456 m² になります。区域面積につきましては、既決定面積が 285,038 m² 約 28.5ha に対し、変更面積が 285,494 m² 約 28.5ha となりますので、全体としての区域面積の変更はございません。

施設計画図になります。議案書は 12 ページ下段になります。

今回、明治期に焼失した鼠多門の復元整備事業の実施に合わせ、鼠多門や玉泉院丸庭園への入口となる城の西側に新たな賑わい・エントランス空間としての園地を創出し、魅力ある城下町の景観の創出や公園の利用拡大を図るため、区域を追加するものです。

こちらは、今回区域に追加する区域を拡大したものです。議案書は 13 ページになります。

位置関係をご説明します。図面の上側が（西側）が尾山神社、市道を挟んで下側（東側）が金沢城公園になります。中央の赤枠で囲まれた区域が、鼠多門橋と尾山町側の園地の区域です。鼠多門橋ができることにより、現在、復元整備を進めている鼠多門と尾山神社側の園地が市道を跨ぎ、接続されることとなります。

こちらは、鼠多門橋の立面図と整備イメージになります。議案書は 13 ページ下段になります。

橋の長さは約 32.5m で、幅は約 5.5m になります。橋桁や橋脚は耐震性の確保などから鋼材を用います。そして回りを木材板で化粧を行い、木橋をイメージします。

また、橋の下には市道が通っていますので、道路管理者及び警察と、今年の 4 月から 12 月にかけて協議を行い、車両の通行に支障がない高さとして、道路面から 4.7m の高さを確保する計画で了承を得ております。

園地の計画概要図になります。議案書は 14 ページになります。

尾山町側の園地につきましては、金沢城公園の西側の入口として、尾山神社の参道まで接続する園路や、バリアフリー対応のためのスロープを設置する計画となっております。

こちらは、上空からの全景写真になります。こちらの位置が区域を追加する部分になります。

こちらは、現況写真になります。写真①②は市道からの眺めになります。また、写真③④は尾山神社の参道からの眺めになります。

変更概要表になります。議案書は 10 ページになります。変更概要表につきましては、議案書のとおりとなります。

最後に、本案件につきましては、平成 30 年 2 月 6 日から 2 月 20 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

●会長

特にございませんか。

それでは、特にご意見もないようですので、計画案どおり石川県都市計画審議会に付議したいと思います。どうもありがとうございました。

●会長

続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

それでは、案件結果報告を申し上げます。議案書は 15 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

平成 29 年 11 月 28 日に開催しました、第 86 回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第 385 号「金沢都市計画 下水道の変更」(浅野処理区)、(西部処理区)、(臨海処理区)につきましては、平成 29 年 12 月 21 日付け金沢市告示第 387 号で決定の告示がなされております。以上、案件結果報告でございます。

●会長

只今の報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●会長

それでは、ご意見もないようですので、

これで、本日諮問のありました案件について、滞りなく審議が終了しました。なお、この際ですので、委員の皆様から何かご討議いただくような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

ご意見もないようなので、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会

高山会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議いただきありがとうございました。ご審議いただいた案件につきましては、手続きを進めさせてい

いただきます。また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思えます。

閉会にあたりまして、都市整備局長の木谷が一言ご挨拶申し上げます。

○局長

緊急な会議がありまして遅れてまいりました。申し訳ございませんでした。

本日は、適切な審議を賜り本当にありがとうございます。

金沢市では、今度の議会に民泊関係の制度や様々なまちづくり、都市計画を進めていくうえで必要なものを諮らせていただく予定をしております。そういった住民生活に関わるものの他、本日ご審議いただきました特に石川県決定のこの2件は、美大と新県立図書館というこの先の金沢の色々な文化性を高めるような大切な案件でありますし、鼠多門につきましては、これまで県で継続して進めていただいている史実に基づいた金沢城の復元であり、これも金沢市の文化性を高めるという本当に大切な案件だと思っております。本日ご審議いただいた内容を契機としまして金沢市としても、しっかりと石川県と協力し金沢市のまちづくりに繋がるように頑張っていきたいと思っております。本日はご審議いただきありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。